

## 随意契約理由書

件名	花山大橋耐震補強・補修工事(その1)	
契約の相手方	株式会社 関西工専	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、建設局下水道部発注の「花山大橋耐震補強・補修工事(その1)に伴う污水管移設工事」との合併入札工事であり、制限付一般競争入札として令和3年2月10日に入札価格の開札を行ったが、全者辞退のため入札中止であった。</p> <p>花山大橋が架橋されている、市道長田箕谷線は災害時における緊急輸送道路に指定されている。本工事完了に伴う橋梁の耐震補強化は大規模災害時の落橋等による道路寸断の防止と、安全性確保を目的としており早期に事業着手し、緊急時に備える必要がある。</p> <p>契約相手方の選定にあたり、当初辞退業者に確認を行ったが承諾を得られず以降の選定は、神戸市内に本社を有し、かつ橋梁耐震補強工事の施工実績を有する者に打診した結果、上記請負業者から内諾を得た。</p> <p>以上のことから、上記請負人と随意契約を行うこととする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 西部建設事務所 安全推進係	(電話番号 742 - 2422 )